

誓約書・同意書

私は、市営住宅へ入居申込みをするにあたって、次の内容について誓約・同意します。

(宛先) 今治市長

令和 年 月 日

申込者氏名 _____

●持ち家がないことに関する誓約・同意

- ・申込者及び同居予定者には持ち家はありません。
※持ち家とは、申込者及び同居予定者名義の住宅（未相続資産、共有資産も含む）のことをさす。
- ・市職員が必要と判断した場合に、持ち家の調査をすることに同意します。
- ・入居後、入居者及び同居者に持ち家があることが判明した場合は、速やかに住宅を明け渡します。

●暴力団員関係に関する誓約・同意

- ・申込者及び同居予定者は現在及び将来にわたって暴力団員には該当しません。
- ・申込者及び同居予定者が暴力団員でないことを確認するため、市が関係機関へ照会することに同意します。
- ・入居後、入居者及び同居者が暴力団員であることが判明した場合は、速やかに住宅を明け渡します。

●その他のことに関する誓約

- ・私は、申込みにあたって提出する書類に偽りや不正があることが判明した場合に、申込みを無効とされても何ら異議を申し立てしません。
- ・私は、申込みをしてから入居者資格の審査を受けるまでの間の時間経過により、年齢、収入、家族構成等に変化が生じた結果、入居者資格の審査日時点で入居者資格を満たさず、住宅に入居できないことになって何ら異議を申し立てしません。
- ・私は、市からの電話による入居案内に対して私が応対できないことが複数回続いた場合に、市の判断により、申込みを無効とされても何ら異議を申し立てしません。
- ・私は、市から入居案内があった後の「部屋の内見」、「入居者資格審査」、「入居契約」等の手続きにおいて、市が指定する期日までに各手続きを行えない場合に、申込みを無効とされても何ら異議を申し立てしません。

☆（婚約者と同居する予定で申込みをした方のみ）

- ・私は、申込み日から6か月以内に婚約者と婚姻します。期日までに婚姻できなかった場合は、申込みを無効とされても何ら異議を申し立てしません。また、申込みをしてから6か月以内に入居できた場合であっても、期日までに婚姻できなかった場合は、速やかに住宅を明け渡します。

☆（配偶者と離婚する予定で申込みをした者のみ）

- ・私は、入居者資格の審査日までに現在の配偶者と離婚します。入居者資格の審査日までにいかなる理由があっても離婚が成立していない場合は、申込みを無効とされても何ら異議を申し立てしません。

☆（市職員による代理抽選で入居順位が決定した者のみ）

- ・私は、市職員による代理抽選で決定した自分の入居順位について、何ら異議を申し立てしません。